

(参考)乳児用液体ミルク(乳児用調製液状乳)の許可区分創設の経緯等について

- 乳児用液体ミルクについては、災害時の備えや衛生的な授乳の支援、外出時、夜間における授乳を簡便に行うという観点から有用であり、国内での製造・販売への要望が高まっていた。
- これを受け、乳児用液体ミルクを母乳代替品としての用に適する旨の表示を可能とするために、「特別用途食品の許可等に関する委員会」(平成30年5月15日開催)での議論を経て、平成30年8月8日に「特別用途食品の表示許可等について」を改正し、特別用途食品における乳児用調製乳に「乳児用調製液状乳」の区分を新設した。
(なお、平成30年8月8日に「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」(乳等省令)を改正し、「調製液状乳」の規格基準を設定し、同日施行している。)
- その後、平成31年1月に乳等省令に基づく「調製液状乳」として厚生労働大臣の承認を受けた2製品について、同年3月に初めて特別用途食品の「乳児用調製液状乳」としての表示許可を行った。

【参考情報】 ※詳細は以下サイトからご覧ください。

- [乳児用液体ミルクのリーフレット\(消費者庁作成\)](#)
- [特別用途食品許可品目一覧](#)
- [特別用途食品の許可等に関する委員会\(平成30年5月15日開催\)](#)

[illegible]